

医療の安全性向上 ----- 技術リスクとシステムリスク

日本医療安全学会理事長
酒井亮二

医療の安全性向上は、医療者側から見た安全性向上ならびに患者側から見た安全性向上の2大局面から成立する。医療を取り巻く現場ではこのどちらかの立場に立脚して、それぞれの専門的活動が行われ、時として最適解が見出せないという重大なシステム欠陥が存在する。

その欠陥に対して、裁判所は医療者側と患者側のどちらかに偏ることなく、法と人権に従い中立的な立場をとることを全社会から要求されている。しかしながら、いつの世も法整備も行政制度も十分に完備されているとは言い難く、施設内外のシステムにおける様々な脆弱性が存在する。このピットホールからも医療事故が多発している。

したがって、この大問題の解決策として、技術リスクの他に、上記の2大局面問題、法整備、行政などの制度設計といった諸課題を総合して検討できる学術研究の存在意義がある。つまり、医療の安全性に対して、学術研究は法体系も超えた存在として、社会での独自の究極の存在意義を有している。

人々の生存リスクを克服し、幸福な人生を導くために、公共財として医療・福祉に莫大な税を投資するのは自明の理である。しかし、安全もまた人々の生存リスクを克服し、幸福な人生を導くには不可欠であり、その点で安全文化も公共財である。しかるに、医療の安全に対する税投資額は現在の日本では数百億円程度という微々たる数字である。

このように、医療の安全には、個々の施設の献身的な努力義務だけでは解決できない、膨大なシステムリスクという難問が山積している。技術リスクの安全性と施設内外におけるシステムリスクに対する安全性を、医療者と患者のどちらか一方だけに立脚して行うのではなく、総合的・俯瞰的に検討することこそが学術団体の偉大な社会的使命と考えています。